

成田市内の保育所等の利用に関する同意書 (管外受託用)

確認事項	
1	成田市外に居住している児童が成田市内の保育所等を利用するには、保護者のいずれかの就労先が成田市内にある場合、または、保護者が成田市内で里帰り出産をする場合が条件となります。
2	保護者のいずれかの就労先が成田市内にある場合でも、次のいずれかに該当する場合は利用できません。 ・保護者のうちいずれか一人でも求職中の場合（就労時間が1か月当たり60時間に満たない場合を含む） ・保護者のうちいずれか一人でも育児休業を取得している場合（2歳児クラス以下の場合） ※3歳児クラス以上の場合、育児休業を取得した場合の在園期間は、最長で、下のお子さまが満1歳になる年度の末日までとなります。それ以上育児休業を延長する場合、退所となります。
3	提出された就労証明書の内容について、勤務先に問い合わせをすることがあります。
4	育児休業からの復帰を条件に入所した場合、入所した月の翌月10日までに復帰する必要があります。 ※居住している自治体が定めている条件も満たす必要があります。
5	保護者のいずれかの就労先が成田市内にあることを条件に申込みをする場合、入所協議において、調整指数の大幅な減点が付与されます。
6	里帰り出産を条件として利用する場合、利用できる期間は、出産予定日を基準として前後2か月間となります。
7	保育所等または幼稚園の二重在籍はできません。
8	申込内容が事実と異なる場合、退所となることがあります。
9	2か月間1度も登園がない場合、退所となります。

(あて先) 成田市長

成田市内の保育所等の利用にあたり、以上の記載事項について同意します。

(署名欄)

年 月 日

住 所 _____

保護者氏名 _____

保護者氏名 _____